

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | ○ 知事 ● 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 岐阜県 |
| 3. 市区町村名 | 関市 |
| 4. 届出番号 | 3 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.seki.lg.jp/ |

執行機関名 関市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|--|---|
| ①事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 関市福祉医療費助成に関する条例(昭和59年関市条例第23号)による助成に関する事務であって規則で定めるもの(重度心身障害者等医療) |
| ②番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③番号法別表第2の項 | 108 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 関市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年関市条例第38号)別表第1 2の項 関市福祉医療費助成に関する条例(昭和59年関市条例第23号)による助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第1条 | 関市福祉医療費助成に関する条例 第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)、精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)、児童福祉法(昭和23年法律第164号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | 第1条 この条例は、子ども、 <u>重度心身障害者</u> 、母子家庭の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成(以下「福祉医療費助成」という。)することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。 |

| | | |
|--------------|--|--|
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 関市福祉医療費助成に関する条例(昭和59年関市条例第23号) 関市福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和59年関市規則第14号) |
|--------------|--|--|

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------|---|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 | 関市福祉医療費の助成に関する条例 第9条 |
| ②事務の内容 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 福祉医療費受給者証(重度心身障害者医療費)の交付申請に係る受給資格の審査に関する事務 |

特定個人情報1

| | | |
|---------------|--|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 二 | 関市福祉医療費の助成に関する条例 第2条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 | 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 |

特定個人情報2

| | | |
|---------------|--|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ホ | 関市福祉医療費の助成に関する条例 第2条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 | 当該申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 |

| | | |
|---------------|---|--|
| 特定個人情報3 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 へ | 関市福祉医療費の助成に関する条例 第3条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報 | 当該申請を行う者及び受給対象者の生活保護法第19条第1項の保護の実施、第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報 |

| | | |
|---------------|--|--|
| 特定個人情報4 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ト | 関市福祉医療費の助成に関する条例 第3条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 | 当該申請を行う者及び受給対象者の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する情報 |

| | | |
|---------------|--|-----------------------------|
| 特定個人情報5 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ | 関市福祉医療費の助成に関する条例施行規則 第3条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う者及び受給対象者の市町村民税に関する情報 |

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|